



# 熊本県公報

号外 第 35 号  
平成 20 年 8 月 29 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 条 例
- 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例…………… (人事課) 1
- 規 則
- 熊本県特別職の職員等の期末手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 2

### 本号で公布された条例のあらまし

- ◇ 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 1 熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例の一部を次のように改正することとした。
    - (1) 題名を「熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例」に改めることとした。
    - (2) 「報酬」を「議員報酬」に改めることとした。(第 1 条から第 4 条まで及び第 10 条関係)
    - (3) その他字句の整理を行うこととした。(第 3 条関係)
  - 2 熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正することとした。「第 203 条第 5 項」を「第 203 条の 2 第 4 項」に改めるほか、字句の整理を行うこととした。(第 1 条関係)
  - 3 熊本県特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正することとした。「報酬」を「議員報酬」に改めることとした。(第 2 条関係)
  - 4 熊本県政務調査費の交付に関する条例の一部を次のように改正することとした。「第 100 条第 13 項及び第 14 項」を「第 100 条第 14 項及び第 15 項」に改めることとした。(第 1 条関係)
  - 5 この条例は、平成 20 年 9 月 1 日から施行することとした。

## 条 例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 20 年 8 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県条例第 52 号

- 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例の一部改正)
- 第 1 条 熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例(昭和 28 年熊本県条例第 11 号の 2)の一部を次のように改正する。
- 題名を次のように改める。
- 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例
- 第 1 条及び第 2 条(見出しを含む。)中「報酬」を「議員報酬」に改める。
- 第 3 条の見出し中「報酬」を「議員報酬」に改め、同条第 1 項中「報酬」を「議員報酬」に改め、同条第 2 項中「報酬」を「議員報酬」に、「前項の」を「前項に」に改める。
- 第 4 条(見出しを含む。)及び第 10 条中「報酬」を「議員報酬」に改める。
- (熊本県報酬及び費用弁償条例の一部改正)
- 第 2 条 熊本県報酬及び費用弁償条例(昭和 32 年熊本県条例第 14 号)の一部を次のように改正する。
- 第 1 条中「定の」を「定め」に、「外」を「ほか」に、「第 203 条第 5 項」を

「第203条の2第4項」に改める。  
(熊本県特別職報酬等審議会条例の一部改正)  
第3条 熊本県特別職報酬等審議会条例(昭和39年熊本県条例第74号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「報酬」を「議員報酬」に改める。  
(熊本県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)  
第4条 熊本県政務調査費の交付に関する条例(平成13年熊本県条例第39号)の一部を次のように改正する。  
第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。  
附 則  
この条例は、平成20年9月1日から施行する。

|     |
|-----|
| 規 則 |
|-----|

熊本県特別職の職員等の期末手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年8月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第50号**

熊本県特別職の職員等の期末手当等に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県特別職の職員等の期末手当等に関する規則(平成2年熊本県規則第53号)の一部を次のように改正する。  
第1条中「熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例」を「熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例」に、「議員に対する報酬条例」を「議員報酬条例」に改める。  
第2条第1項中「議員に対する報酬条例」を「議員報酬条例」に、「4級」を「3級」に改め、同条第2項及び第4項中「議員に対する報酬条例」を「議員報酬条例」に改める。  
附 則  
この規則は、平成20年9月1日から施行する。